

自動車保管場所証明申請書の記載例及び要領

神奈川県警察

【自動車の大きさ】
センチメートル単位で、右に
詰めて記入してください。
(ミリ単位は切り捨てる。)

【使用の本拠の位置】
〔個人の場合〕
実際に居住する場所の住所を
記入してください。
通常は、住民票の住所と同じで
す。《通常、勤務先は、個人の
使用の本拠とはなりません。》
〔法人の場合〕
実際に営業を行う事業所の所
在地を記入してください。
本社、営業所等の所在地です。
《通常は、役員の自宅や社員寮
等は使用の本拠とはなりません。》

【保管場所の位置】
駐車場の所在地を住居表示
で記入してください。
この欄記載の場所を管轄する警
察署が申請先となります。

【保管場所標章番号】
申請者の住所と使用の本拠の
位置が同一で、さらに保管場所
が同一の代替車両がある場合、
その代替車両の標章番号が分か
れば記入してください。

【申請者住所・氏名】
車検証の使用者欄にあたる箇
所。
〔個人の場合〕
住民票又は印鑑登録証明書に
記載されている住所・氏名を記
入します。
氏名欄は、記名押印又は署名
のみでも可。
(印鑑は認印で結構です)
※ 氏名にはフリガナをつけ
てください。
〔法人の場合〕
登記簿又は印鑑登録証明書
の所在地・法人名を書き、法人
の代表者名を併記し、社印又は代
表者印を押印します。

【連絡先】
申請内容についてのお尋ね
出来る、昼間の連絡先で勤務
先や、氏名、電話番号(携帯
電話番号)等を記入してくだ
さい。

【型式・車台番号】 完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を正確に記入してください。
※ 数字とローマ字をはっきり区別して書いてください。次の間違いがよく見受けられます。
ゼロ オー デー イー アイ ニゼット ナ ビー ブイユ
〔0とO又はD、 1とI、 2とZ、 8とB、 VとU〕などに注意してください。

【車名】
車の製造会社名(メーカー名)
を記入してください。
例としては、トヨタ、ニッサ
ン、三菱、ホンダ、等です。

別記様式第1号(第1条関係)

自動車保管場所証明申請書				
車名	型	式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	ECT-54		ECT54-B300789	長さ 465 センチメートル 幅 169 センチメートル 高さ 58 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		横浜市中区海岸通2丁目4番		
自動車の保管場所の位置		横浜市中区海岸通1丁目28番 日本駐車場 NO. 5		
保管場所標章番号		960005460 (同一場所で証明を取得した車両がない場合は、記入する必要はありません。)		
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 申請書の提出日を記入				
警察署長 殿		申請者 千(231-8403) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 住所 横浜市中区海岸通2丁目4番 (045) 211 局 1212 番 フリガナ カナガワ タロウ 氏名 神奈川 太郎 印		
第 号 自動車保管場所証明書 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警察署長 印				

記入する

記入しない

記入する

申請区分	新規	名義変更
	住所変更	再交付

保管場所の所有者	
自己単独所有	その他

自動車登録番号	連絡先
	神奈川花子 (勤務先や携帯電話番号) 090-0000-1234

【申請区分】該当する申請に○印をつけてください。
新規・・・新車、中古車の購入で現在ナンバーがついていない場合
住所変更・・・引越し等で住所を変え変更登録する場合
名義変更・・・所有者の名義を変える移転登録する場合
再交付・・・紛失等で証明書の再交付をする場合(証明書の再交付は、証明日から1か月以内の場合に限ります。)

【保管場所の所有者】
申請する保管場所の所有者に○印をつけてください。
自己単独所有・・・自認書を添付
その他・・・他人所有や共有の場合は、保管場所使用承諾
諾証明書 又は駐車場賃貸借契約書の写し等を添付

申請自動車のナンバー(登録番号)を
記入してください。

※ 申請手数料について
証明書交付申請 2, 100円
標章交付 500円
証明書再交付申請 400円
標章再交付 500円

※注意事項

- 自動車保管場所証明書、保管場所標章交付申請書の各2通(計4通)に必要事項を記入してください。
- 申請添付書面は、次の書類をそれぞれ一通添付してください。
★所在図及び配置図 ★保管場所使用権原疎明書面(自認書、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等)
- 証明書の交付とともに保管場所標章と保管場所標章番号通知書が交付されます。交付された通知書は、大切に保管してください。
- 証明書交付後の訂正はできませんので、内容を確認して提出してください。なお、交付後、記載事項に誤りがある場合は、新たな申請となります。
- 証明書の有効期限(証明日から1か月)以内に「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局へ提出してください。有効期限後は、新たな申請となります。
- 申請内容に疑義がある場合には、別途、必要な書面の提出を求められることがあります。